

2024年度 神戸市中小企業投資促進等助成制度

《設備投資・新增設》

公募要領

【申請受付期間：2024年4月15日（月）～2024年5月17日（金）必着】

神戸市

★昨年度実施内容からの主な変更点

神戸市産業振興財団が実施する「神戸発・優れた技術」の認定企業は加点対象となります。

1. 目的

市内中小企業の操業基盤の強化を図るため、技術力や生産性の向上、受注拡大、研究開発機能の強化などに向けた設備投資等を行う事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

2. 助成対象者

神戸市内の主たる事業所（本社、支店、営業所、店舗、工場^{※1}又は研究開発拠点^{※2}）において、交付申請書の提出日の1年以上前から継続して事業を営み、かつ、納期限が到来している神戸市税（法人税、固定資産税等）の滞納及び未申告がない中小企業者^{※3}又はそれらの事業者で構成される団体^{※4}。

また、「サプライチェーン強靱化のための海外生産拠点の神戸市内への移転に必要な設備・建物」の取得について申請する場合については、神戸市内に主たる事業所を有しない中小企業、又はそれらの事業者で構成される団体も助成対象者とする。

ただし、**新增設については、上記のうち中小製造業^{※5}のみを対象とする。**

※1 物品の製造又は研究開発の過程において必要となる機械又は装置が設置される施設（以下「生産施設」）及びこれに附帯する施設（以下「関連施設」）。

※2 先端的な技術を用いた製品開発に資する研究を行う機械又は装置が設置される施設（以下「研究施設」）及び関連施設。

※3 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。

ただし次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者
- (5) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
- (6) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者
- (7) 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者

(8) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

(9) その他、本市が助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

※4 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第158号）第3条に基づく法人等（事業協同組合など）その他法人格を有する団体

※5 日本標準産業分類に定める製造業。

（参考）総務省ホームページ https://www.soumu.go.jp/main_content/000935526.pdf



3. 助成の対象となる事業

(1) 設備投資

「4. 対象地域」に該当する地域の主たる事業所（下記(2)により新增設する場合を含む）において、以下の設備（償却資産として申告されるもの*）を取得し自ら所有する場合。

種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
機械及び装置	製造加工機械（旋盤、溶接機、マシニングセンター等）、クレーン、その他各種産業用機械及び装置（産業用ロボット等）、生産・加工等の工程上必要な工具・器具・備品（情報通信機器、ソフトウェア等）など （大型特殊自動車等の車両・運搬具、船舶、航空機は除く。）
建物附属設備	生産・加工等の工程上必要な建物附属設備（動力用電気設備、給水排水設備、ガス設備、空調設備、ボイラー設備、電気通信設備等）など

(2) 新增設（中小製造業のみ対象）

「4. 対象地域」に該当する地域において、中小製造業者が自ら所有する工場又は研究開発拠点を新築又は購入により新たに設置（延床面積が増加する場合及び建替える場合を含む。）し、操業を開始する場合。なお、新增設に伴い、以下の設備（償却資産として申告されるもの*）を取得し自ら所有する場合も含まれます。

種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
構築物	敷地に設置される門、塀、広告塔、緑化施設、舗装、屋外配管、その他土地に定着した土木設備など
建物附帯設備	内装・内部造作等の建物附帯設備

※ 次に該当するものは償却資産ではないため、助成の対象となりません。

- ① 耐用年数が1年未満の資産
- ② 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時損金算入されるもの
- ③ 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内に一括償却されるもの
- ④ 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの

注：交付決定日以降に発注・契約締結した事業・経費が対象となります。それ以前に発注・契約締結した事業・経費は対象となりません。

注：事業完了報告時まで「事業継続力強化計画」の認定を取得することが要件となります主たる事務所が所在する地域を管轄している経済産業局への提出・認定が必要です。詳細は、中小企業庁HPをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>



設備投資・新增設ともに1,000万円以上の事業を助成の対象とします。

ただし、下記の、①「I o T・A I・ロボット」に該当する設備投資を行う場合、又は小規模企業者（常時使用する従業員が20人以下の事業者）が行う事業の場合（サプライチェーン強靱化のための海外生産拠点の神戸市内への移転に必要な設備・建物を取得する場合を除く）は、100万円以上の事業を、②「女性雇用促進施設」及び③「外国人雇用にかかる施設」の新增設を行う場合は、50万円以上の事業をそれぞれ助成の対象とします。

① I o T・A I・ロボット

内容：生産性を向上させるために必要なI o T・A I・ロボットの導入
※「I o T・A I・ロボット導入に関する計画書」の提出が必要です。

②女性雇用促進施設（こちらは中小製造業対象です。）

種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
女性の雇用促進のための施設	更衣室、トイレ、洗面所、シャワールーム、休憩室、託児スペース、授乳室 等の新設又は増設

③外国人雇用にかかる施設（こちらは中小製造業対象です。）

種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
外国人の雇用にかかる施設	日本人従業員との交流スペース、休憩スペース、文化・習慣、使用言語等に配慮した働きやすい職場づくりに必要な設備等の新設又は増設

4. 対象地域

■ 設備投資及び新增設（「女性雇用促進施設」及び「外国人雇用にかかる施設」）の場合

以下①～③のいずれかの地域

- | |
|----------------------------------------------------------|
| ① 都市計画法に基づく用途地域が「工業専用地域」「工業地域」「準工業地域」のいずれかに該当する神戸市内の地域 |
| ② ポートアイランド第2期において、用途地域が「商業地域」（中央区港島南町1丁目・2丁目・6丁目）に該当する地域 |
| ③ 神戸ハイテクイースト工業団地（西区蘆谷町寺谷字蘆谷1242番地の118） |

ただし、導入前に比べて振動、騒音等により周辺環境が悪化しないと認められる場合は上記以外の市内地域での設備投資も助成の対象とします（交付申請時・事業完了報告時に別紙「導入設備の騒音・振動等に関する説明書」の提出が必要です。事業完了報告時に「導入前と比べて周辺環境が悪化していない」と認められない場合、交付決定を取り消します。）。

※ 用途地域については、都市局都市計画課（三宮国際ビル6階）の窓口に備え付けのコンピュータ「ゆーまっぷ」で確認できます。また、以下の神戸市役所のホームページ（神戸市情報マップ）でも確認できます。

<https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal>

※ 地域によっては、大変わかりにくい場合がありますので、土地が上記の地域内にあるかどうかを事前にご確認ください。



■ 新增設（「女性雇用促進施設」及び「外国人雇用にかかる施設」以外）の場合

以下①～⑭のうち、都市計画法に基づく用途地域が「工業専用地域」「工業地域」「準工業地域」のいずれか（②は用途地域が「商業地域」に該当する地域を含む）に該当する地域（住居表示等により町名等が変更される場合は、当該変更後の町名）

- ① 六甲アイランドの一部
東灘区向洋町西2丁目・4丁目・5丁目・6丁目の一部、向洋町東2丁目
- ② ポートアイランド第2期の製造工場用地、業務施設用地、研究・文化施設用地
中央区港島南町1丁目～7丁目
- ③ 神戸空港島の一部
神戸空港1番の一部・2番・3番・4番・7番・8番・9番・10番・11番・12番
- ④ インナー第1工業団地
兵庫区御所通1丁目3番の一部
- ⑤ 高松インナー工業団地
兵庫区高松町2番の一部
- ⑥ 兵庫工業団地
兵庫区吉田町3丁目7番の一部
- ⑦ 神戸リサーチパークの一部
北区赤松台、鹿の子台、上津台の一部
- ⑧ 長田港西インナー工業団地
長田区駒ヶ林南町4番の一部
- ⑨ 伊川谷第1団地（神戸鉄工団地）
西区伊川谷町潤和下近角・合木・平松・六反田・走り上・一の坪・柿田・古川・上古川・東河原・馬前・西川・西ノ口、白水2丁目の一部
- ⑩ 神戸サイエンスパーク（西神住宅第2団地特定業務施設用地）
西区井吹台東町4丁目の一部・7丁目
- ⑪ 西神工業団地
西区高塚台
- ⑫ 神戸テクノ・ロジスティックパーク（神戸複合産業団地）の製造工業用地、複合機能用地
西区見津が丘1丁目・2丁目・5丁目の一部・6丁目・7丁目の一部
- ⑬ 神戸ハイテクパーク（西神第2工業団地）
西区室谷
- ⑭ 阪神鉄工団地
西区森友2丁目の一部

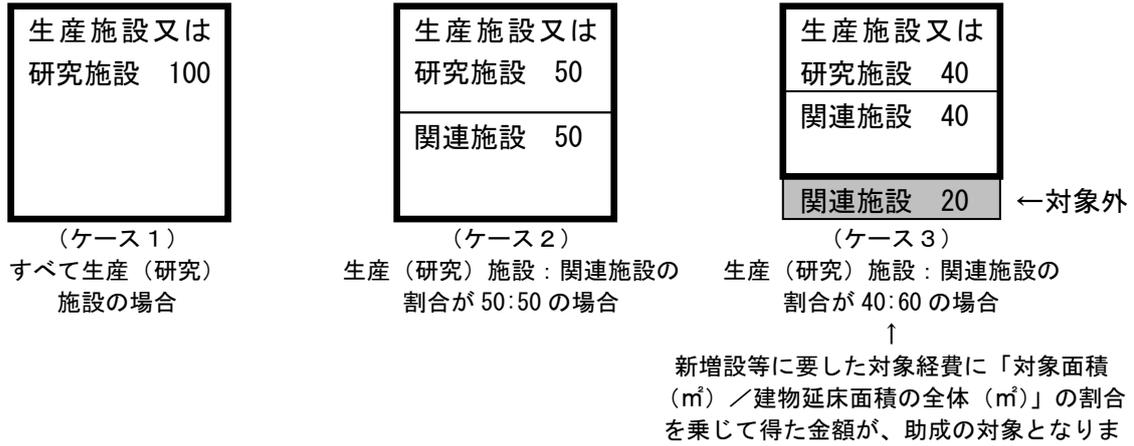
※ 地域によっては、大変わかりにくい場合がありますので、土地が上記の地域内にあるかどうかを事前にご確認ください。

5. 対象経費

公租公課（不動産取得税・火災保険料等）、賃借料（リース取引等を含む）及び消費税を除き、以下の経費が対象となります。

- ① 設備の取得及び設置に要する経費
- ② 建物の取得（これに伴う改造及び解体を含む）に要する経費及びこれに付随する設計監理費
 - ・土地の測量、造成、取得等にかかる経費は助成の対象となりません。
 - ・生産施設又は研究施設に付帯する関連施設（事務所、倉庫、休憩室、ロッカー室、食堂など）については、生産施設又は研究施設と同じ床面積までを助成の対象として算入できます。

(例) 建物延床面積を 100 とした場合、以下の太枠部分が助成の対象となります。



※女性雇用促進施設及び外国人雇用にかかる施設については、上記対象施設の割合と関係なく、該当施設部分の床面積を助成の対象とします。

6. 助成金額

以下の表に掲げる助成率を助成対象経費に乗じた金額とします。

取得する設備・建物の区分	助成率		1社・団体あたりの 助成限度額
	通常	CO2 排出量 15%以上削減(※2)	
一般 (下記区分に該当しないもの)	10%以内	15%以内 (※2)	500 万円
サプライチェーン強靱化のための海外生産拠点 の神戸市内への移転に必要な設備・建物 (※1)	1/2 以内 (※1)	上乗せなし	3,000 万円 (※1)
「航空・宇宙」「医療・健康・福祉」「農業・食糧」 「環境・エネルギー」分野 (以下「戦略産業分 野」) での事業展開に必要な設備・建物 (※1) で、 <u>新規参入や新事業展開、画期的な生産プロセ スの改善により生産性の著しい向上が見込まれ る事業にかかるもの</u>	1/3 以内 (※1)	1/2 以内 (※2)	
I o T ・ A I ・ ロ ボ ッ ト (※1)			
女性雇用促進施設、外国人雇用にかかる施設	1/3 以内	上乗せなし	1,000 万円

(※1) 「海外生産拠点の神戸市内への移転に関する計画書」、「戦略産業分野での事業展開に関する計画書」
または「I o T ・ A I ・ ロ ボ ッ ト 導入に関する計画書」の提出が必要です。

それぞれの計画書の内容を審査し、件数を限定して交付決定します。審査の結果、「海外生産拠点の
市内移転」「戦略産業分野」「I o T ・ A I ・ ロ ボ ッ ト」での交付を受けられない場合に、一般区分での審
査を希望される場合は、計画書の「一般区分での審査」欄で一般区分での審査を希望してください。
(希望されない場合は、一般区分での審査は行わず、不交付となります。)

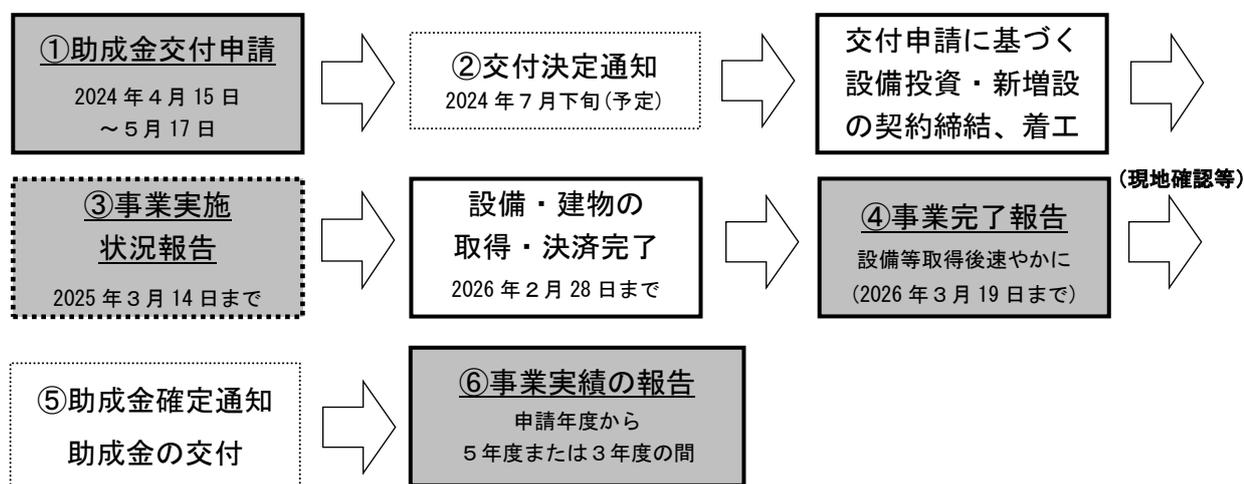
(※2) 上記3 (1) 設備投資に該当する事業のうち、従来の設備と比較して、同一の効果又は成果を得る上
で、排出されるCO2の量を15%以上削減することができる設備の導入が対象となります。(新たに
設備を取得する場合も申請は可能です。旧モデルと比較して排出されるCO2の量を15%以上削減
する設備を助成対象とします。)

申請の際に「エネルギー効率効果確認書」の提出が必要です。

- ・原則として市内事業者が発注した設備及び建物の取得・設置にかかる経費を助成金交付の優先度が高いものとして取り扱います。
- ・過去3年度以内に当助成の交付決定を受けていない事業者を優先します。
- ・神戸市産業振興財団が実施する「神戸発・優れた技術」の認定企業は加点対象となります。
- ・助成金は当該予算の範囲内で交付しますので、申請額の合計が予算を上回った場合は、予算の範囲内で減額される場合や不採択（不交付決定）となる場合があります。
- ・リース契約や延払売買取約など、取得時に申請者が所有権を有しない契約により取得した設備等は助成の対象となりませんので、くれぐれもご注意ください。
- ・CO2排出量が従前より15%以上削減される設備の申請については、内容の審査にあたり、本市よりNPO法人ワット神戸に申請書類の確認・診断業務を委託しており、申請書類の一式はNPO法人ワット神戸に共有されます。なおNPO法人ワット神戸には守秘義務があります。
- ・申請書類の確認・診断業務にあたり、NPO法人ワット神戸の担当者より追加書類の提出や現地確認を依頼させていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

7. 助成金交付までの手続き

※ **太枠**は申請者が行う手続きです。



【① 助成金交付申請】

別紙「交付申請書類チェックリスト」を確認し、Eメールで申請してください。

(Eメールでの申請が難しい場合は個別にご相談ください)

(提出先)

アドレス : kogyoka@office.city.kobe.lg.jp

※件名は「神戸市中小企業投資促進等助成」としてください。

※メール受信後、3営業日以内（土日祝除く）に受付メールを担当者よりお送りします。

万が一、受付メールが届かない場合は、お手数ですが、ご連絡いただきますようお願いいたします。

【② 交付決定】

交付申請内容を審査（提出いただいた事業計画書については外部有識者から意見を聴取。現地確認を行う場合があります。）した後、助成金交付の適否及び助成金額の上限を決定し、交付決定通知書により通知します（採択となった案件については、事業者名（法人番号を含む）、交付決定区分、事業の名称、事業の主たる実施場所を市のホームページ等で公表します）。

【③ 事業実施状況報告】※事業完了報告が2025年4月1日以降になる場合のみ

2025年3月末時点での設備・建物の取得見込みについて、「助成対象経費明細書」（様式第3号-I）に記載し提出してください（領収書等の添付は不要です）。

【④ 事業完了報告】

交付の決定を受けた事業の完了後、別紙「事業完了報告書類チェックリスト」を確認し、Eメールまたは郵送にて完了報告を行ってください。なお、①の交付申請時から振込口座の変更を希望する場合、「振込先口座変更届」を併せて提出してください。

【⑤ 助成金の額の確定】

現地確認等を経て事業完了報告書類の内容を精査した後、助成金の額を確定し、助成金確定通知書により通知するとともに、助成金を交付します。

【⑥ 事業実績の報告】※「海外生産拠点の神戸市内移転」「戦略産業分野」「IoT・AI・ロボット」区分での交付決定事業のみ

売上・収益実績を申請時提出の計画書に追記して提出してください。

8. その他

- (1) 交付決定を受けた事業を変更（原則として、変更による助成対象経費の増減額が変更前の金額の20%を超えない場合を除く）又は中止しようとするときは、「事業変更（中止）届出書（様式第8号）」で速やかに申請してください（変更の場合は変更後の交付申請書類一式も併せて申請してください）。その場合、変更（中止）前の交付決定は効力を失い、変更の場合は再度交付決定の審査を行うこととなります。
- (2) 交付申請書類に記載した設備等の契約（予定）日又は取得（予定）日が守られない場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- (3) 本制度の助成金の交付を受けた場合、助成金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から5年間、建物・設備の台帳、領収書その他の帳簿類等の関係書類を、必ず保管しておいてください。また、助成事業の成果等について、神戸市から適宜、報告を求める場合がありますので、予めご了承願います。
- (4) 本制度の助成金の交付を受けて取得した設備及び建物は、助成金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から5年間、市長がやむを得ないと認める場合を除き、以下の行為をすることができません。これらの行為を行う前に、必ず神戸市に協議のうえ、事前に承認を得てください。
 - ア. 当該設備及び建物を助成金の目的以外に使用し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為
 - イ. 当該設備及び建物を助成金の交付決定を受けた主たる事業所とは別の所在地にある工場又は研究開発拠点に移転又は移設する行為
- (5) 市税に滞納及び未申告がある場合は、本助成金の交付は受けることはできず、また既になされた交付決定を取り消す場合があります。
- (6) 虚偽の申請や報告等により助成金の交付を受けたとき、あるいは、助成金の交付を受けた後に(2)の条件に違反したことが判明したときは、助成金を返還していただく場合があります。
- (7) 国・県等の補助制度との併給はできません（併願は可能）。
- (8) 助成金は当該予算の範囲内で交付しますので、申請額の合計が予算を上回った場合は、予算の範囲内で減額される場合や不採択（不交付決定）となる場合があります。
- (9) 「専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得」・「生産現場へのロボット導入に向けたシミュレーション」・「ロボットシステムインテグレータ育成のための設備取得」にかかる助成金も併せて申請する場合は、それぞれ別個に申請してください。なお、この場合、1社当たりの助成額（海外生産拠点の神戸市内移転、戦略産業分野での事業展開に必要な設備・建物にかかる助成額を除く）の合計は1,000万円が上限となります。

○ 本制度全般に関する問い合わせ

神戸市経済観光局工業課

電 話 : (078) 984-0340

Eメール : kogyoka@office.city.kobe.lg.jp

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 (三宮ビル東館4階)
(お問い合わせは土・日・祝日を除く 9:00~12:00、13:00~17:00)

○ CO2 排出量の削減に関する問い合わせ

「神戸市中小企業投資促進等助成」コールセンター

注意 : コールセンターの開設期間は、【4月15日(月)~5月17日(金)】です。

電 話 : (078) 222-8039

Eメール : wattkobe@r5.dion.ne.jp (回答は翌営業日以降となります)

開設時間 : 午前9時から午後5時 (土日祝日を除く平日のみ)

※コールセンターの問い合わせ先は、神戸市より委託しているNPO法人ワット神戸となります。
なお、NPO法人ワット神戸には問い合わせ内容について守秘義務があります。

公募要領は、「神戸市」のホームページからダウンロードできます。

・神戸市

<https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/monodukuri/toshisokushin/06tosisokushinjosei.html>



※NPO法人ワット神戸について

NPO法人ワット神戸は、地域住民及び事業者に対する新エネルギー及び省エネルギーに関する普及啓発、教育、指導事業、並びに新エネルギー及び省エネルギー実施事業者への技術支援事業を行うことにより、地域での地球環境保全への取り組み、防災と環境に配慮したまちづくりを支援すると共に、新しい事業の創出により地域経済の活性化に寄与する事を目的としています。

神戸市中小企業投資促進等助成金 交付申請書類チェックリスト

【設備投資・新增設】

申請時の添付書類の準備・チェックにご活用ください

	助成金交付申請書（様式第1号）
	事業概要書（様式第2号ーイ）
	助成対象経費明細書（様式第3号ーイ）
	会社概要書（様式第4号） ※団体の場合はその概要が分かる資料（定款等）
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第5号） ※団体の場合は不要
	【法人の場合】法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・定款の写し 【個人事業者の場合】住民票の写し・確定申告書全部の写し・開業届の写し
	直近の決算書類一式（貸借対照表・損益計算書）
	設備の取得又は新增設を行う建物の位置図、設備の設置予定場所の分かる平面図、 現況写真（設備更新の場合は、更新予定の設備の銘板の写真も必要）
	発注予定設備の仕様等が分かる資料（パンフレット等）
	見積書等の写し
	「事業継続力強化計画」の認定書（認定を受けた場合に各経済産業局等から交付される「認定通知書」） と計画申請書の写し（交付申請時点で認定取得済みの場合）
	【サプライチェーン強靱化のための海外生産拠点の神戸市内への移転に必要な設備・建物を取得する場合】 「海外生産拠点の神戸市内への移転に関する計画書」 ※作成にあたってはA4、4ページ以内に収めてください
	【「航空・宇宙」「医療・健康・福祉」「農業・食糧」「環境・エネルギー」分野での事業展開に必要な設備・建物を取得する場合】 「戦略産業分野での事業展開に関する計画書」 ※作成にあたってはA4、4ページ以内に収めてください
	【生産性を向上させるために必要なIoT・AI・ロボットを導入する場合】 「IoT・AI・ロボット導入に関する計画書」※作成にあたってはA4、4ページ以内に収めてください
	【準工業地域・工業地域・工業専用地域以外で設備を取得する場合】 導入設備の騒音・振動等に関する説明書（必要に応じて資料添付）
	【CO2排出量が従前より15%以上削減される設備の導入の場合】 ① エネルギー効率効果確認書 ※数値の根拠がわかる資料を必ず添付すること ② 発注予定設備の仕様等がわかる資料（パンフレット等） ③ 既存設備の仕様等がわかる資料（パンフレット等）。なお、新たに設備を導入する場合は、新たに導入する設備の旧モデルの仕様等が分かる資料（パンフレット等） ※②③については、年間エネルギー消費量等が明記されているもの
	【神戸発・優れた技術認定企業の場合】 「神戸発・優れた技術」の認定証または審査結果の通知書
	その他 [] ※神戸市から指示があった場合のみ

神戸市中小企業投資促進等助成金 事業完了報告書類チェックリスト

【設備投資・新增設】

申請時の添付書類の準備・チェックにご活用ください

	事業完了報告書（様式第 10 号ーイ）
	助成対象経費明細書（様式第 3 号ーイ）
	発注書 又は 契約書等の写し（契約[発注]内容・契約[発注]日・契約[発注]金額・契約[発注]先・所有権の移転時期が記載されているもの）
	納品書・完了届の写し
	領収書及び請求書等の写し（支払日・支払金額・支払先が記載されているもの、及び請求書の写しなど支払内容が記載されているもの）
	設備の取得又は新增設を行った建物の位置図、設備の設置場所の分かる平面図、完成写真
	「事業継続力強化計画」の認定書（認定を受けた場合に各経済産業局等から交付される「認定通知書」と計画申請書の写し（交付申請時に添付しなかった場合のみ）
	【新增設の場合】建物登記簿謄本、建築物に関する完了検査（建築基準法第 7 条）の検査済証の写し
	【準工業地域・工業地域・工業専用地域以外で設備を取得する場合】導入設備の騒音・振動等に関する説明書（必要に応じて資料添付）
	【騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例における特定施設に該当する場合】所定の届出書の写し
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第 5 号） ※交付申請時から変更がある場合のみ
	振込先口座変更届 ※交付申請時から変更がある場合のみ
	その他 [] ※神戸市から指示があった場合のみ